

## 災害見舞金給付基準

平成 14 年 7 月 23 日

災害見舞金給付規程第 5 条に規定する給付の種類及び給付額の適用基準を下記のとおり定める。

### 記

#### (定義)

- 1 災害とは、次のような現象に伴う建物等の焼失・損壊を総称していう。
  - (1) 火災（消防破壊、消防冠水も含む。）
  - (2) 航空機、又は航空機などからの物体の墜落
  - (3) 爆発・破壊・車輛の飛込み
  - (4) 風水害（暴風雨・旋風・突風・台風・高波・洪水・霖雨・豪雨・降雪、これらに伴う土砂崩れ・地滑り・雪崩など。）
  - (5) 落雷・地震・噴火
- 2 住居とは、会員が現に居住（生活の本拠）している建物をいう。

ただし、業務上の都合により単身赴任した場合、家族の住む家屋については、規定どおり給付し、赴任先の家屋については、第 6 条第 3 項に定める一部焼(壊)扱いとし給付する。
- 3 家財とは、一般的に会員が日常生活において、家庭生活用具として所有している家具・衣類・身回品・寝具類・その他家庭生活を営んでいくために必要な物品をいう。

#### (災害の認定)

- 4 災害の程度の認定は、次のとおりとする。
  - (1) 全 焼 (壊)

建物の床面積及び家財の 80%以上を焼失・破壊した場合、又は焼失・破壊の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお 80%以上使用できないもの。

(2) 半 焼（壊）（消防破壊・消防冠水を含む。）

① 建物の床面積及び家財の 50%以上、80%未満を焼失・破壊した場合。又は焼失・破壊の程度はそれに満たないが残存部分に補修を加えても 50%以上使用できないもの。

② 床上浸水 100 センチメートル以上で、半焼（壊）の基準に類するもの。

③ 全屋根部（屋根、小屋組、天井）の 50%以上焼（壊）失したもの。

(3) 一部焼（壊）

住宅・家財など 50%未満 10,000 円以上の災害を被ったとき。

（災害の認定基準の取扱い）

5 災害の認定基準の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 建物の焼（壊）失率の算出方法は、単に床面積だけで見るのでなく、基準配点表に基づき屋根の部・周囲の部・床の部の焼（壊）損率を算出し、残存部分に補修が加えられるかなど復旧が可能かどうか、また鉄筋コンクリート・木造アパートなどについては、家財の損害率など勘案し、総体的に計算し査定する。

損害率の算定基準配点表

木造家屋構成		配点数
屋根の部	屋 根	10
	小屋根	8
	小 計	18
周囲の部	天 井	8
	柱	10
	内 壁	18
	外 壁	15
	建 具	14
小 計	65	
床 の 部	土 台	5
	たたみ・床	12
	小 計	17
	合 計	100

建物に附属する門・へい・垣・その他の工作物・別棟の物置・納屋、その他の附属建物は損害対象外とする。家財には、現金・有価証券・貴金属・美術品などは対象外とする。

- (2) 焼（壊）失率を単純に 80%、50% などとその境を明確にすることは困難であるが、家屋の焼（壊）失率を主として見るときは、建坪を一つの基準とする。ただし、同じ焼（壊）失率でも主要な部分とそうでない部分があるので、留意する。
- (3) アパート・間借・寮などの場合は、本人の部屋の被害が少なくても、周囲の状況によって建直しなどしなければならないことがある。そのような面も考慮しなければならない。
- (4) 自然災害が原因で建物に損害を受け、居住するのには危険な状態のとき、公共団体の立退き命令などの証明書があれば給付対象となる。
- (5) 母屋と別に離れがある場合、他人に貸していない限り坪数に加えて算定する。ただし、妻帯者の場合、別棟の離れを生活の本拠としてあらかじめ指定している場合、独立家屋と見ることができる。
- (6) 同一年度に、同一人が 2 回以上の給付事由が発生した場合でも、給付を受けることができる。
- (7) 住居と家財が同時に災害にあっても、いずれか高い額を給付する。
- (8) 同一事由について、2 人以上の会員がいる場合には、それぞれに給付する。

（給付額）

6 災害の程度により、次のとおり災害見舞金を給付する。

(1) 住居の災害

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 全焼（壊） | 30,000 円 |
| ② 半焼（壊） | 15,000 円 |

(2) 家財の災害

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 全焼（壊） | 15,000 円 |
| ② 半焼（壊） | 7,000 円  |

- (3) 災害の程度が前各項より低い（一部焼（壊））場合で、住居・家財の 10% 以上、又は 10,000 円以上の災害を被ったときは、一律 5,000 円とす

る。

(不給付の事由)

- 7 会員又は会員と世帯を同じくする家族の故意、又は重大な過失によって生じた損害については給付しない。

附 則

この基準は、平成14年7月23日から施行する。

附 則(平成26年4月23日一部改正)

この要領は、平成25年12月2日から遡及施行する。

附 則(令和3年3月18日一部改正)

この要領は、令和3年8月1日から施行する。